

平成28年度 西原町立幼稚園 園児募集案内

入園対象児

西原町内に居住する5歳児及び4歳児
 5歳児 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ
 4歳児 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ(※4歳児は各園定員制です)



保育料など

〈平成27年度 参考〉 ※変更の可能性があります。
 ○保育料：世帯の町民税所得割額によって決まります。
 ○給食費：月3,000円(毎週木曜日はお弁当日)
 ○保育時間：月曜日～金曜日 8:15～14:00(給食時間含む) 登園時間8:00～8:15
 ※土日・祝日、慰霊の日、夏季、秋季、冬季休業日は休園

一時預かり事業(預かり保育)

利用対象：預かり保育を希望する在園児(定員制)
 申込方法：入園内定通知が届いた後、所定の申込書に記入し、申し込んでください。
 申込場所：入園予定幼稚園及び子ども福祉課
 申込期間：入園内定通知が届いた日～平成28年2月12日(金)

〈平成27年度 参考〉 ※変更の可能性があります。
 ○保育時間：月曜日～金曜日 14:00～18:00(西原南幼稚園の希望者のみ18:30まで)
 入園式の翌日～小学校の修了式の日 ※夏季・秋季・冬季休業期間は8:15～18:00
 (西原南幼稚園の希望者のみ18:30まで)
 (上記期間中は弁当持参 ※夏季休業期間はケータリングサービス利用可。1食270円を予定)
 ○休業日：土日・祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日
 ○預かり保育料：月5,000円(18:30まで/5,600円)
 8月は9,500円(18:30まで/10,100円) ※幼稚園保育料は別途徴収
 月1,500円(おやつ代及び教材費用)

特別支援保育

対象児：心身に障がいを持ち、集団保育が可能な園児
 実施園：各幼稚園
 申込方法：入園申込の際に、療育手帳・特養手当証書等の写しを添付。
 ※特別支援保育の審査を経て入園の可否について決定・通知します。

詳細については、下記に問い合わせるか、募集案内の通知、西原町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 福祉部子ども福祉課 幼稚園・子ども園係 ☎945-5311
 坂田幼稚園 ☎945-5300 西原幼稚園 ☎945-2568
 西原東幼稚園 ☎945-1385 西原南幼稚園 ☎946-9779

平成27年度から西原南幼稚園が変わりました!!

- ・預かり保育室、図書室、保育室が新しく増築されました!
- ・新しく増築された施設は、クーラーを完備しています!
- ・ウッドデッキを設置したことにより、雨の日でも園児は濡れることなく走り回ったり遊んだりすることができるようになりました!



ウッドデッキ



平成28年度
 新規・継続

保育所入所児童募集

入所対象児童

西原町内にお住まいで保育の必要な事由に該当し、2号認定・3号認定いずれかの認定を受けた方
 (保育の必要な事由:保護者が仕事や看護・介護、病気・障がい、妊娠・出産などのため家庭保育が困難な世帯)



認定申請(現況届)・入所申込受付期間及び受付場所

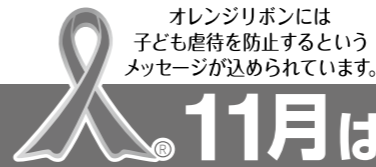
11月11日(水)～11月27日(金)

- 受付時間：9:00～17:00(月曜日～金曜日) ※土日、祝日、開庁日の12:00～13:00を除く
 受付場所：西原町役場 交流センター会議室(1階)・各保育所(在園児と在園児のきょうだいのみ)
 ◇各保育所の所在地・保育時間などにつきましては、広報10月号またはホームページにてご確認ください。
 ◇申込用紙は、子ども福祉課の窓口または各保育所にて配布しています。
 ◇保育所へ入所希望の方は全員お申込みが必要です。
 ◇保育料の滞納は、入所選考に影響します。お申込みの際、子ども福祉課の窓口でご相談ください。
 ◇申込児童が定員を上回る場合は、優先度の高い方から順次入所承諾を行います。あらかじめご了承ください。

発達支援保育ご希望の方

- 【発達支援保育】心身に障がいをもち、保育の必要な事由に該当し、集団保育が可能な児童が対象。
 ◇対象児童の身体・療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写しを添付してお申込みください。
 ※診断書の提出を求める場合があります。
 ※特別児童扶養手当更新時期のため受給者証が手元にない場合は届き次第提出をお願いします。
 ◇発達支援保育の申込みは、子ども福祉課の窓口のみで受付となります。

お問い合わせ 福祉部子ども福祉課 保育所係 ☎945-5311



オレンジリボンには
 子ども虐待を防止するという
 メッセージが込められています。

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

主唱：厚生労働省・内閣府

虐待かもと思ったら、
 すぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で
 救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。
 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



いち はや く
1 8 9

お住まいの地域の児童相談所につながります。
 ※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

